

訪問看護ステーションさくらんぼ重要事項説明書（介護保険）

1. 運営方針

当事業所は、介護予防及び要介護者等の心身の特性を踏まえ、具体的な日常生活動作の維持回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援します。また、多様な事業者と連携して、効率的なサービスが提供できるように配慮いたします。

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び所在地

名称：訪問看護ステーションさくらんぼ

所在地：岡山市中区赤坂本町8番10号6階

(2) 職員体制

管理者1名（訪問看護師兼務）看護師 名

理学療法士1名、作業療法士2名、言語聴覚士1名

(3) 事業の実施地域

岡山市

(4) 営業時間

月～金：午前8時30分～午後5時

土：午前8時30分～午後12時30分

日曜、祝祭日と、12月30日～1月3日は休業

受付窓口：管理者 明石 未矢子 TEL 086-271-5599

※尚、緊急・医師の指示・長期連休対応などで訪問の必要な場合はこの限りではありません。

3. 訪問看護サービスの内容

(1) 病状の観察

(2) 主治医の指示に基づく医療処置

(3) 日常生活の援助

入浴介助・清拭・排泄介助・食事介助・寝たきり予防・療養環境の整備など

(4) リハビリテーション

(5) 認知症患者の看護

(6) ターミナルケア

(7) 介護相談（介護方法・介護機器の紹介・使用方法など）

4. 利用料金

介護保険負担割合証の負担割合の額です。

特別管理加算及び緊急時訪問看護加算については区分支給限度基準額の算定の対象外です。

尚、支給限度額を超えるときは超過分を全額自己負担いただく場合があります。

交通費についてはいたしません。

*キャンセル料：サービスを中止する緊急やむをえない事態が生じましたら、至急、訪問看護ステーションにご連絡ください。その場合のキャンセル料は頂きません。

利用時間までに連絡がなく、ご不在の場合はキャンセル料 5,000 円を頂きます。

ご不幸があり、死後の処置をお任せいただいたときは別途 10,000 円（税別） を申し受けます。

【訪問看護費】（1回につき）

<料金表> ※1月の自己負担額は1回ごとではなく、利用月の利用総単位数を元に計算をするため、小数点以下の端数処理の関係が生じ、1回分の負担額と必ずしも一致しない場合があります。

	サービス提供時間	利用者負担金額（1割）	利用者負担金額（2割）
退院時共同指導加算	初回時	6 1 3 円	1 2 2 6 円
初回加算（※2）	退院又は退所した日	3 5 8 円	7 1 5 円
	退院又は退所した翌日以降	3 0 7 円	6 1 3 円
訪問看護	2 0 分未満	3 2 1 円	6 4 2 円
	3 0 分未満	4 8 1 円	9 6 2 円
	3 0 分～1 時間	8 4 1 円	1 6 8 1 円
	1 時間～1 時間 3 0 分	1 1 5 2 円	2 3 0 4 円
介護予防訪問看護	2 0 分未満	3 1 0 円	6 1 9 円
	3 0 分未満	4 6 1 円	9 2 1 円
	3 0 分～1 時間	8 1 1 円	1 6 2 2 円
	1 時間～1 時間 3 0 分	1 1 1 3 円	2 2 2 6 円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護	2 0 分	3 0 1 円	6 0 1 円
	4 0 分	6 0 1 円	1 2 0 1 円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による介護予防訪問看護	2 0 分	2 9 0 円	5 8 0 円
	4 0 分	5 8 0 円	1 1 6 0 円
長時間訪問看護加算	1.5 時間以上 1 回につき	3 0 7 円	6 1 4 円
複数名訪問看護加算	1 回につき（30 分未満）	2 6 0 円	5 2 0 円
	1 回につき（30 分以上）	4 1 1 円	8 2 2 円
緊急時訪問看護加算 I	1 月につき	6 1 3 円	1 2 2 6 円
特別管理加算（I）	1 月につき	5 1 1 円	1 0 2 2 円

特別管理加算（Ⅱ）	1ヶ月につき	256円	512円
ターミナルケア加算	死亡月	2553円	5105円
サービス提供体制加算	1回につき	7円	14円
看護体制強化加算（※3）	1月につき	205円	409円
口腔連携強化加算	1月につき	52円	103円

※1 基本の料金に対して、早朝・夜間（午前6時～午前8時・午後6時～午後10時）は25%、深夜（午後10時～午前6時）は50%の加算があります。

※2 退院時共同指導加算との併算定不可

※3 要介護の利用者のみ算定

〈加算項目〉

- | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算 | <input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算 | <input type="checkbox"/> ターミナルケア加算 |
| <input type="checkbox"/> 初回加算 | <input type="checkbox"/> 特別管理加算（Ⅰ） | <input type="checkbox"/> 看護体制強化加算 |
| <input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算 | <input type="checkbox"/> 特別管理加算（Ⅱ） | <input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算 |

5. 訪問看護サービスの計画と作成

居宅サービス計画、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状態に応じた訪問看護計画書を作成し、説明するとともに交付します。必要に応じサービス計画の変更の援助も致します。

理学療法士等の訪問看護のご利用については、利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携して作成します。

また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行ないます。理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合は、看護職員の代わりにさせる訪問であることをご理解下さい。

6. 緊急時・事故発生時の対応

- 訪問看護実施中に利用者の病状の急変、そのほか緊急事態が生じた場合は臨時応急手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- 事故発生時には必要な措置を講じ、速やかに市町村、利用者家族、担当ケアマネージャー、管理者等に連絡を行います。
- 訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。（当

ステーションは(株)損保ジャパンの損害賠償責任保険に加入しております。)

7. 非常時災害対策

- (1) 災害状況によりできる限りの安全確保をした上で、訪問を打ち切ることもあります。
- (2) 実際に地震等の災害が発生した時は、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておいてください。
- (3) 災害のための緊急依頼は対応できません。

8. 虐待防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 管理者 明石 未矢子
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市の窓口に通報します。

岡山市北区中央地域包括支援センター	電話番号	(086) 224-8755
岡山市北区北地域包括支援センター	電話番号	(086) 251-6523
岡山市南区南地域包括支援センター	電話番号	(086) 261-7301
岡山市南区西地域包括支援センター	電話番号	(086) 281-9681
岡山市東区地域包括支援センター	電話番号	(086) 944-1866
岡山市中区地域包括支援センター	電話番号	(086) 274-5172
岡山市高齢者福祉課	電話番号	(086) 803-1230

9. 成年後見制度の活用支援

必要に応じて、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援、助言をします。

10. 利用者・家族の方の個人情報利用について

業務上知りえた個人情報については、在職中はもちろん退職後も第三者に情報を提供することはありません。利用者が当事業所を円滑に利用されるために、必要に応じて同意のもと利用者・家族の個人情報をサービス調整会議等に利用させていただきます。

11. 相談・苦情の対応

- (1) 相談窓口にご連絡ください。
苦情処理に当たっては常に利用者の立場に立って対応いたします。
- (2) その他お気づきのことがございましたらお気軽にご相談ください。

【相談・苦情窓口】

訪問看護ステーションさくらんぼ 担当者 明石 未矢子

電話：086-271-5599

窓口時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

土曜日 午前8時30分～午後12時30分

また、下記にもご相談いただけます。

岡山市事業者指導課 訪問通所事業者係 月～金 8:30～17:15 086-212-1013

岡山県国民健康保険団体連合会 月～金 8:30～17:00 086-223-8811

12. その他の運営についての留意事項

サービス提供中に暴力行為、セクシャルハラスメントがあった場合はサービス提供が困難になりますのでご了承ください。

当事業所では看護学生等の実習受け入れを行っています。学生等と同行訪問することがありますのでご了承ください。(学生等との同行訪問 可 ・ 不可)

お困りのことがございましたらご連絡ください。

訪問看護ステーションさくらんぼサービス提供にかかわる同意書

岡山医療生活協同組合 代表理事 高橋 淳 様

訪問看護ステーションさくらんぼを利用するにあたり、重要事項説明書に基づく説明を受け、訪問看護事業の提供を開始することに同意します。

____年 ____月 ____日

<利用者>

住所 _____

氏名 _____

<代理人・家族>

住所 _____

氏名 _____

上記説明に対する同意に基づき訪問看護を提供させていただきます。

契約及び重要事項説明者 訪問看護ステーションさくらんぼ

氏名 _____

訪問看護開始日 ____年 ____月 ____日